

## 「(仮称) 伊勢崎市高齢者いきいき活躍条例 (案)」

## に関するパブリックコメント手続の結果

意見の募集期間	令和4年10月3日 ~ 令和4年11月1日
意見の提出者数	1人
意見の件数	1件
意見の要旨の数	1件
担当部課	長寿社会部高齢政策課
電話	0270-27-2752 (内線2176)
ファックス	0270-25-1400
電子メール	f-kourei@city.isesaki.lg.jp

(仮称) 伊勢崎市高齢者いきいき活躍条例に関するパブリックコメント手続 (市民意見提出手続) を、令和4年10月3日から令和4年11月1日まで実施し、1人の方から1件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見についての「市の考え方」を次のとおり公表いたします。

寄せられたご意見等の要旨とそれに対する市の考え方について次のとおり公表いたします。

## 1 《市の責務、市民の役割、事業者及び団体の役割》 についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	高齢者を対象とした安否確認、健康維持及び交流促進のためのサービスや見守り活動を、地区役員、ボランティアなどの地域住民の協力により、全ての地域において実施してほしい。	本条例は、高齢者の活躍推進のための基本理念を定めるものです。 個別具体的な施策の実施について定めるものではありませんが、高齢者がいきいきと活躍する社会を実現するには、ご意見のとおり市や市民、関連団体等の相互の連携及び協力による取組が必要になると考えており、その旨を本条例の基本理念として規定する予定です。

以上